

【 平成 27 年度 佐渡市 入札制度の改正 】

1 建設工事の入札に係る「入札結果確認期間」設定の試行

開札後、「入札結果確認期間」を設定し、この間は落札決定を保留します。

- ※1 新潟県の方式に準じますが、佐渡市なりに改変します。
- ※2 疑義申し立てにより違算が確認された場合、以下の取扱いとします。
 - ①落札者の変更が無いとき → 入札成立
 - ②落札者が変わるとき → 入札中止
- ※3 新潟県が実施している「公表設計書の閲覧」は当面行いません。
- ※4 電子入札システムの準備等が整い次第、佐渡市HPでお知らせします。

2 地域保全型入札の対象工事の規模改正

地域保全型入札の対象工事の規模を改正します。

現：予定価格 130 万円超～2000 万円未満。

新：予定価格 2000 万円未満で入札に付する工事。

- ※1 予定価格 130 万円以下でも、補助事業等の制限により入札とする場合があり、こうした工事も地域保全型入札とするということです。
- ※2 4 月 1 日以降に公告する工事から対象とします。

3 共同企業体の登録業種追加

共同企業体として登録できる建築一式工事を次の 2 種類に分けます。

- i) 建築一式工事（一般）
登録期間中は単体企業として入札に参加できません。
- ii) 建築一式工事（大規模）
予定価格 1 億 2 千万円以上の建築一式工事のみ共同企業体として参加できます。
(1 億 2 千万円未満は単体企業でしか参加できませんし、1 億 2 千万円以上は共同企業体でしか参加できません。)

- ※1 共同企業体の登録申請は 4 月 1 日から随時受け付けます。
- ※2 4 月 1 日以降に公告する工事から対象とします。
- ※3 当該工事が大規模であるのか否かは入札公告で判別できます。

4 既存建物の改修工事に係る入札参加資格の拡大

既存建物の改修工事に、当該建物の施工・修繕実績を有する上位ランク事業者の入札参加を可能とします。

- ※1 例：400 万円未満の既存建物改修等に係る工事が一般競争入札に付された場合。
現：C、D ランク事業者のみ入札参加可能。
新：A、B ランクも、施工や過去の修繕等の実績を提示することで入札参加可能。
- ※2 上記 3 で示す、建築一式工事（一般）JV は構成員のいずれかが実績（当時単体企業か JV かは問わない）を有することで入札参加可能となりますが、JV で参加しなければなりません。
- ※3 上記 3 で示す、建築一式工事（大規模）JV は、単体企業として参加しなければなりません。
- ※4 当面は運用として取り扱い、提示される実績の内容確認は工事案件ごとに行います。